

決算特別委員会会議録

日時 令和2年10月8日（木） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時26分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 市川 正末
委員 白壁 賢一 桜本 広樹 遠藤 浩 水岸富美男
渡辺 淳也 乙黒 泰樹 鷹野 一雄 志村 直毅
向山 憲稔 飯島 修 古屋 雅夫 藤本 好彦
佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部理事 清水 敬一郎
県土整備部次長 入倉 博文 県土整備部技監 鶴田 仁
県土整備部技監 飯野 照久 県土整備部技監（砂防課長事務取扱）岩館 知哉
総括技術審査監 渡井 攻 県土整備総務課長 雨宮 利之
景観づくり推進室長 深澤 修一 建設業対策室長 小泉 治明
用地課長 風間 浩 技術管理課長 矢野 昌 道路整備課長 秋山 久
高速道路推進課長 渡辺 和彦 道路管理課長 風間 辰也
治水課長 宮川 一郎 都市計画課長 若尾 洋一 下水道室長 岸川 浩
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹 営繕課長 久保寺 淳

会計管理者 平賀 太裕 出納局次長（会計課長事務取扱） 今井 幸一
管理課長 柳原 明裕 工事検査課長 牧野 和憲

人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 下條 勝

森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一
森林環境部次長 保坂 陽一 森林環境部次長 前島 斉
森林環境部技監 山田 秋津 森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）増田 義昭
森林環境総務課長 後藤 宏 環境・エネルギー課総括課長補佐 平賀 貴久子
大気水質保全課長 渡辺 延春 環境整備課長 河西 博志
みどり自然課長 石原 徳幸 林業振興課長 金丸 悟 県有林課長 小沢 武雄
治山林道課長 倉本 洋

議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司

監査委員事務局長 神宮司 易 監査委員事務局次長 広瀬 ひとみ

観光文化部長 中澤 宏樹 文化振興監 小澤 祐樹
観光文化部次長 内藤 卓也 観光文化政策課長 村松 久
観光振興課長 小泉 嘉透 観光資源課長 三井 博志
世界遺産富士山課長 信田 恭央 文化振興・文化財課長 河野 公紀

教育長 斉木 邦彦 教育次長 小林 厚 教育監 嶋崎 修
教育監 井上 耕史 理事 降旗 友宏
教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 小田切 三男
働き方改革推進監 小俣 義一 少人数教育推進監 河端 雄一
ICT教育推進監 遠藤 豊 福利給与課長 小尾 一仁
学校施設課長 藤原 さつき 義務教育課長 中込 司
高校教育課長 荻野 智夫 高校改革・特別支援教育課長 百瀬 友輝
生涯学習課長 山岸 ゆり 保健体育課長 上田 直人

議題 認第1号 令和元年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和元年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 午前10時04分から午前10時22分まで会計管理者及び出納局次長から概況説明を受けた後、午前10時22分から午前11時28分まで県土整備部・出納局・人事委員会事務局関係、休憩をはさみ、午後1時15分から午後2時02分まで森林環境部・議会事務局・監査委員事務局関係、休憩をはさみ、午後2時20分から午後3時26分まで観光文化部・教育委員会関係の部局審査を行った。

質疑 県土整備部・出納局・人事委員会事務局関係

（住宅建設費について）

桜本委員 県土の17の住宅建設費の部分ですが、これによると建替事業が3団地、そして次の2番目の丸ポツの下には5団地、計8団地の表記が出ていますが、一方、この下に成果説明書120ページを参照してくれということが出ています。そこの施策・事業の概要及び成果の団地の数の表記について、整合性がちよっとおかしいかと思うのですが、説明していただけますか。

久保住宅対策室長 県土17ページの住宅建設費の内容についてでございます。

県営住宅建替事業費3団地と記載がございますが、ここには主なものということで掲載されております。建て替えは、富士見団地が1棟建て替えの工事をしてしておりますが、それ以外に予算の構成上、甲西団地と田富団地の解体が、この3団地の中に含まれております。

それから、県営住宅長寿命化型改善事業費5団地につきましては、これも主なものの記載となっておりまして、東山梨団地、貢川団地、常永団地、和戸団地のほか山王団地の工事が入っております。

以上でございます。

桜本委員 成果説明書120ページを見ているのですが、その中に建て替えが富士見団地で、改善が貢川団地ほか3団地とありますが、数が合わないということをおっしゃっているんですね。県土17には5団地と出ているじゃないですか。どちらが正しいかということです。

久保住宅対策室長 件数につきましては、120ページのほうが正しいものでございます。以上でございます。

桜本委員 県土17のほうが正しいということであると、この施策・事業の概要及び成果というのは訂正ということですか。

久保住宅対策室長 改善事業費の5団地のところですが、山王団地につきましては、移転のため、こちらのほうには入れてございません。

桜本委員 入れてあるとか入れていないとかじゃなくて、こういう審査を行うのには、整合性というものが大事なので、整合するような形で出してもらわないと、こういった無駄な質問が出てくるということですよ。精査してください。

久保住宅対策室長 申しわけございません。今後、整合性がとれるような形で表記したいと思います。

浅川委員長 しっかり対応してください。
桜本委員、いいですか。

桜本委員 はい。

(河川砂防費負担金及び都市計画費負担金について)

遠藤委員 県土の1ページの収入未済ですけれども、先ほどの説明で原因者負担金と、それから市町村の負担金の2つを言っていたのですけれども、この事例は何件かあるのでしょうか。それとも、それぞれ1件ずつなののでしょうか。

雨宮県土整備総務課長 お答えいたします。

収入未済についてでございますが、河川砂防費負担金、河川工事等原因者負担金でございます。こちらについては、平成18年7月に上野原町で発生しました土砂崩落による一級河川仲間川の埋塞に伴い、河川管理者が河川の機能回復のために行った工事に要した経費を、河川法の規定により、原因者に対し、納付を命じたものでございますが、未納の状態でございます。

次の都市計画費負担金、公園費負担金でございますが、こちらにつきましては、平成29年7月に舞鶴城公園で発生した稲荷曲輪トイレ放火火災に伴い、県が公園のトイレ機器等の復旧のために行った工事に要した費用を、都市公園法の規定により、原因者に納付を命じましたが、未納の状態でございます。それぞれ1件ずつでございます。

遠藤委員 先ほど市町村負担金が収入未済になっているというような説明をいただいたと思うのですが、今の説明ですと、舞鶴城公園は、その原因者に対してという

ことなののでしょうか。もう一回詳しく説明いただけますか。

若尾都市計画課長 舞鶴城公園の原因者負担金ですが、平成29年に舞鶴城公園のトイレが放火されたという事件がありまして、そのトイレの復旧に要した費用を、相手方に請求しているものであります。
以上であります。

遠藤委員 わかりました。
いずれも事業は終了しているということで理解してよろしいですか。

宮川治水課長 いずれも事案としては終了している状況で、債権を一生懸命請求している状況でございます。

遠藤委員 これは、恐らく毎年出てきていると思います。私、久し振りに決算特別委員にならせていただいておりますが、こういったことは、説明の段階でそのような説明をしたほうがいいのではないかと思います、いかがですか。

雨宮県土整備総務課長 恐れ入ります。次回からそのように努めさせていただきます。

浅川委員長 遠藤委員、これは何か資料をまとめて提出してもらいますか。

遠藤委員 確認させてもらいたいのですが、税金の場合は5年で不納欠損になるわけですが、これは請求している限り、ずっと残るということでしょうか。その辺を確認させてください。

宮川治水課長 河川砂防費負担金のほうでございますけれども、ここに載っております3,537万4千円につきましては、河川法による請求ということで、5年の時効でございます。
もう一つですね、これは河川にかかわる部分のせきとめられた応急工事と、そのほか川の水が流れてない部分も復旧工事をしておりまして、それにつきましては、やはり同じように県土3ページでございます。ここの一番下から2行目に、土砂崩落による河川埋塞復旧に関する不当利得返還請求ということで1億2,263万1千円が載っております。これにつきましては、民法上の請求ということで、10年という形になっています。
以上です。

遠藤委員 もし来年以降、これを掲載するのであれば、そういう追加資料も必要ではないかと思えます。いかがでしょうか。

浅川委員長 ただいま委員から発言がありましたが、要求がありました資料については、いつまでに作成、提出できますか。

白壁委員 委員会として請求かけてもらわないと。

浅川委員長 委員会として提出を願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいま遠藤委員から要求がありました資料について、いつまでに委員会へ提出できますでしょうか。

宮川治水課長 明日までに至急作成して提出したいと考えます。

浅川委員長 執行部は明日までに資料を提出願います。
(要求のあった資料は、10月9日の部局審査の際に席上配付された。)

(住宅新築資金貸付金償還金について)

向山委員 県土の3の住宅新築資金貸付金償還金の4,754万円余りの部分で、この詳細をお伺いしたいと思います。

大澤建築住宅課長 これは甲府市と甲斐市が今償還をしているものでございまして、内訳としましては、甲府市が貸し付けをしている償還金ということで4,676万7千円、甲斐市のほうで77万3千円という、県から貸し付けてある元金の償還の合計金額でございます。
以上でございます。

向山委員 償還をされているということですが、残額は幾らになっておりますでしょうか。

大澤建築住宅課長 残額でございますが、元金で2市合わせまして1億9,500万1,310円という状況でございます。
以上でございます。

向山委員 確認ですが、これはいつまでの返済予定で、甲府市と甲斐市のほうと協議をしておりますでしょうか。

大澤建築住宅課長 甲府市のほうは令和9年度までの償還期限になっておりまして、あと8年間ということになります。甲斐市のほうは令和5年度までですので、あと4年間ということになります。
以上でございます。

(県営住宅使用料について)

志村委員 県土の2ページであります。収入未済額の県営住宅使用料1万3,659件で3,600万円余ですけども、この内容を説明お願いいたします。

久保住宅対策室長 県営住宅使用料の収入未済の関係ですが、県営住宅の収入ですけれども、現年度分につきましては98.5%の収納率でしたが、過年度分の収入未済が3億4,300万円ほどございます。合計で3億6,700万円余の未収金という状況になってございます。
以上です。

志村委員 ちょっと字が小さくて、桁を読み間違えました。3億6,000万円余ということで、過年度分が3億円余ということですけども、大きな額のもの、あるいは大分長期にわたってということかと思いますが、その点と、それから現在

もお住まいなのかどうかというところで、退去されている方もいるのか、概略の御説明をお願いします。

久保住宅対策室長 先ほど申しましたように、現年度分は98%と高いのですが、過年度分につきましては、時間の経過や退去後の住所変更といったものがございまして、非常に回収が困難な状況でございます。

大きく減らない理由といたしましては、そもそも公営住宅に入居できる方の収入基準というものが、非常に低うございます。入居中の滞納者が355名いるのですが、4割に当たる148名の方は月収がゼロという、非常に著しく低い状況になっています。中でも、特に病気などといった生活の状況の変化が生じた場合には、こうした滞納につながるという傾向が見て取れるところでございます。

全体で滞納している方が、人数で909名ございます。そのうち退去されている方が554名、入居者が355名ということで、退去者の滞納額は2億8,692万5千円、それから入居されている方は8,073万7千円という状況になってございます。

以上です。

志村委員 非常に大変な状況で、またこういったものを回収していくのも大変なことだとは承知しているのですが、この退去されている500名以上の方は、それぞれ所在の確認や連絡が取れていたり、あるいは分納誓約等、何らかの対応をされているものと思えますけれども、その状況はいかがでしょうか。

久保住宅対策室長 退去した方ですけれども、こういった方につきましては、引き続き所在確認ですとか、連絡が取れている方につきましては、督促等を行ってございます。その中でも、県外などに出て非常に収納に苦慮するような方々につきましては、平成25年度から弁護士法人への回収業務委託をしている状況でございます。こういった取り組みをつなげながら、退去者の方の滞納を減らしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

志村委員 承知しました。

(工事請負契約の解除等に伴う違約金等について)

あと、県土3ページ、下のほうにあります工事請負契約の解除等に伴う違約金18億円余ですね。それから土砂崩落による河川埋塞復旧に関する不当利得返還請求1億2千万円余。それぞれ内容の説明をお願いいたします。

宮川治水課長 土砂崩落による河川埋塞復旧に関する不当利得返還請求についてですけれども、これは平成18年に上野原市における土砂の不法投棄に伴いまして、一級河川の仲間川をせきとめたものでございます。これに対して、その埋塞する土砂工事を実施いたしまして、この工事にかかった費用につきまして、不当利得の返還を原因者に行っているものでございます。

以上です。

雨宮県土整備総務課長 お答えいたします。

工事請負契約の解除等に伴う違約金でございますが、こちらにつきましては、平成23年4月公正取引委員会が、峡東地域を施工場所として発注した土木一式工事の参加団体に対しまして独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除納付措置命令及び同法7条の2第1項に基づく課徴金命令を行ったもののうち課徴金納付命令が確定した29社に対する違約金と、その他倒産に伴う解除等に伴う違約金の合計額でございます。

以上でございます。

志村委員 承知しました。

（舗装道原因者復旧事業費の執行残について）

あと最後に、県土の24ページでありますけど、道路維持費の中で、舗装道原因者復旧事業費の執行残3,700万円余のことですけども、この内容について御説明をお願いします。

風間道路管理課長 県土24ページの道路維持費の舗装道原因者復旧事業費の執行残ですが、舗装道の原因者復旧というのは、県管理道路に市町村の上水道や下水道を入れる際、舗装を掘削するので、復旧するための費用としていただくのですが、当初予定した工事よりも面積が減ったり、工事ができなかつたりということになっております。

以上です。

浅川委員長 委員長より申し上げます。令和元年度一般会計・特別会計の説明資料の県土10、河川改良費のように、冒頭の河川と内容の整合性が取れておりませんので、資料作成に当たって御注意願います。

（県営住宅関係の不納欠損について）

白壁委員 私も遠藤委員と同じで、久々に決算特別委員会をやっているのですが、いつになっても同じようなことをやっている。特に県営住宅というのは、過年度分があって、最初のころは保証人がいなかったよね。最近では保証人がいるから、現年分についてはできるようになったし、法律も変わって、少額訴訟といって、少額の場合で回収できる方法ができてきたから、多分今のところはいいんだろうけど、過年度分なんだよね、問題は。それが3億円余あると。

前から僕は言っているんだけど、不納欠損をすべきものはする。しなければ、こっちの会計も全く一緒、現在も一緒、やらなければ基準財政収入額の中にカウントされないの、要はそのままやっていると、企業でいう売掛と同じで、お金が入らないのに、入りの中に入っているんだよ。だから、今度は交付税の分がその中に算定されないという不利な方向にいくから、こういうものについては、不納欠損できるものはしていく。ただ、法的には5年だけじゃない。それは皆さんの頭の中に法的に5年で、そこでわからなかったらこれでオッケーだと。

じゃなくて、できないものがあるんだ。そのときに皆さんが決めるんじゃないよ。そうじゃなくて、協議する機関をつくって、その協議機関がチェックをして、そこでだめだったら不納欠損にするという方法にしたら、誰がこれを

不納欠損で決めたんだというのが、全てそこで決められるようになる。これもね、大分前からそういう話をしているんだけど、そういう動きはあるんだろうか。

まず、県土の関係で、県営住宅ではそういうことをやっているか。

久保住宅対策室長 今、委員がおっしゃるような内容につきましては、県営住宅の関係ではや
ってございません。

以上です。

白壁委員

だから、そうしないと、過年度分が消えていかないよ。基本的には、県税と同じように、タイヤロックかけたり、特別徴収委員をつくったり、企業版R C Cじゃないけど、弁護士に委託して、それで法的な措置とともに収納を上げてもらうというのは、これはいいんだけど、どうしても法的なものが整わないねという人もいる。それをいつも、これは無理だから上げときましようとするから、この不納欠損が、過年度分というのがずっと消えない。努力はするんだよ。これをないがしろにしちゃだめなんだ。

そうしたときに、では誰がこの人を不納欠損の対象とせずに、もしくはこの人を不納欠損の対象にするということをどこで決めているのか。どの機関で誰が決めているのか。

久保住宅対策室長 まず、今取り扱っている県営住宅の未収金でございますけれども、不納欠損とする状況といたしましては、まず時効の援用について本人のほうから申し出があるという状況が必要と考えてございます。そういったものによって、不納欠損をしているという状況になってございます。

以上です。

白壁委員

そうすると、それだけで、だけでも、ほかの要因によって、原因によって不納欠損しなきゃならんというのだから、絶対出てくるんだよね。そのときに、協議機関があってもいいよ。この人のこの過年度分の不納欠損についてどうなのかというところ、不納欠損というか、対象者についてどうなのかということを決められる機関があって、初めてそこでいろんな意見が出て、この人不納欠損すべきだとなったときに、そういったことができるんだよね。

（県税の不納欠損について）

今度は県税のほう、県税はここでもまた五、六%減だよ。法人については大体いつも100だから、いつているんだろうと思う。だけど、こういったところの中で、さっきと同じように、不納欠損にすべきものは不納欠損にしないか、いつまでもぶら下がってしまう。

さっきの話に戻るんだけど、交付税の仕組みというものは、基準財政収入額の中にお金が入らなくても入った形になって、入りが出ていく。それに対して基準財政、入りと出の部分の交付税という基本的なものから考えていくと、入りの部分を不納欠損にすることによって交付税がふえる。今、交付税が相当ふえているので、財政的には大変厳しい形態になっているということは、よくわかるんだけど、ここをちゃんとやっていったほうがいいと思うんだよ。

だけど、その前に、絶対に悪質なものは許しちゃだめだ。しっかりと収入を

上げていく。いわゆる収納率を上げていくということが、まず前提にあって、そのほかのものについては、切れるものは切っていく。不納欠損処理できるものは不納欠損処理していくべきだということを、僕はずっと前から言っている。県税の場合には、そういった協議機関はあるのか。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 昨年まで税務課長をしておりましたが、税務の関係については、総務部のときに御質問していただければいいかと思っておりますけれども、一般的に収入未済額のもので、その他税金以外のもので大きな区分としますと、公債権と私債権という分類をいたしております。公債権につきましては、税金と同じように不納欠損、あるいは5年の時効期間が完成しますと、時効の援用をすることなく、自動的に不納欠損処分となっております。私債権については、どうしても債務者の方から時効の援用の申し出が必要でございます。これがないとなかなか通常は時効で不納欠損処分はできないと思っております。

それで、不納欠損処分につきましては、納付のおくれている方の状況は、各部局の債権を所管しているところが、それぞれ調査、追跡等を行っております。これはしっかり管理していただいていると思っております。

委員の御指摘にありましたように、協議ということもございますけれども、一般的に公債権、税金以外の公債権、私債権について会計課で滞納整理の事務処理マニュアル等を作成いたしまして、それぞれ各部局でそれに従って、滞納処分や財産調査といったことを行っております。相談があれば、出納局でも当然、相談に乗っておりますけれども、最終的に不納欠損処分の判断をするのは、今のところ各部局、原課の債権管理をしている担当ということになります。

以上でございます。

白壁委員 全部でやれといえば、全部でやるんだろうけど、出納局のほうでこの関係の総括をやっているから、今ここで言っているんだけれども、さっき言った県税の関係、個人と自動車税だとか、そういったものの関係で3.5%減。この内訳をもう一度教えてもらえますか。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 概況の補足ということで、私からお答えをさせていただきます。

県税につきましては、先ほども申し上げましたとおり、収入済額が935億円余りということで、3.5%の減少となっております。

その内訳としましては、収入全体とすれば減ったわけですが、昨年に比べまして個人の県民税の部分では2億円ほど増加というところもございますが、業績が余り芳しくなかったということで、法人県民税が14億円、法人事業税のほうで11億円、そのほか地方消費税などで6億円余りということで、総額で34億円ほど減少したということになっております。

白壁委員 これは、自動車税は関係ないのか。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 自動車税についても、やはり6億円ほど減少しております。正確に言いますと、自動車税の取得税のほうなどで減っております。

白壁委員 自動車税の関係で、国の賦課分の率が変わったからか。それとも、その分が

徴収できなかったからか。また税務課だと言われると困るが、答えられますか。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 自動車税につきましては、昨年、消費税の増税に伴いまして、その際、自動車取得税から、自動車税の環境性能割という制度に変わっておりまして、自動車取得税はその分収入が減少して、反対に自動車税全体というところでは、自動車税のほうに取得税の分から移行したのがありますので、その差し引きです。

質疑 森林環境部・議会事務局・監査委員事務局関係

浅川委員長 午前中の審査において、桜本委員から御質問のあった主要施策成果説明書及び総合計画実施状況報告書、また令和元年度歳入歳出決算説明資料の記載につきまして、出納局次長から説明したい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 午前中の説明におきまして、決算説明資料の公共事業の箇所数でございますけれども、これにつきましては、平成29年度決算の審査から、決算説明資料のほうに1千万円以上の事業費がかかった箇所については個別に記載するようにしております。午前中の例でいえば、1千万円以上の事業団地が4団地で、計5団地だったというような記載になっております。

これにつきましては、明年度以降は、この決算説明資料の冒頭の説明のところ、4番目の補足といたしまして、1千万円以上の箇所を記載するというようなことで、付記をさせていただきたいと存じます。

また、主要施策成果説明書との整合性ということでございますけれども、これらにつきましては、施策・事業の趣旨に応じて、各部局のほうで箇所数等を記載している場合もございます。午前中の例で申し上げますと、長寿命化の推進という施策でございましたので、解体だけをした団地については、成果説明書のほうでは記載を落としていたということでございます。よろしくお願いいたします。

浅川委員長 出納局次長の説明が終わりました。
ただいまの説明について質問はありますか。

白壁委員 報告書と違うというのはおかしいから、ちゃんと明確なルールをつくって、それをこっちへ提出してもらって、それにのっとって、これからこういうものをつくるようにルール化して行って。そうでなければ、この決算は認定しないよ。報告書とこれが違うって言うのは、もってのほかだよ。認定しないよ、そんなことしたら。ちゃんとルールをつくって、こっちへ出して。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 主要施策成果説明書については、知事政策局とも相談しまして、また、委員の御要望に沿えるように協議をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

桜本委員 主要施策成果説明書で責任を持つのが知事政策局で、こちらの数字を扱うのが出納局ということで、やはり責任が違って来るから、整合性がとれないということにつながってしまう。

もう一点は、主要施策成果説明書の細かいことで申しわけないのですが、施策名と予算科目というのは同列に扱ってください。丁寧じゃないですよ。見てわかりますか。

例えば、施策名が上であって、その下に同列になってないのですよ。皆様方は、つくったほうだからよくわかると思いますが、我々は審査するほうで、物すごく見にくいんですよ。わかりますか。

例えば、109ページを見ていただけますか。県内各地域をつなぐ道路ネッ

トワーク整備の推進ということで、3つの課がありますよね。道路整備課、高速道路推進課、都市計画課。そこに予算科目として金額が出ているが、この金額に施策名を合わせてくれないと。要するに、並列で記入してくださいということです。わからないですか。

2点ありますからね、2点。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 主要施策成果説明書につきましては、申しわけございませんけれども、知事政策局でつくっておりますので、そちらとよく相談いたしまして、改善等を図っていただければと考えております。

あともう一点、施策と予算科目の整合性ということだと思いますが、予算科目についても、この施策の中身と合致させるというか、それについては、また予算のほうの話になりますので、財政当局とも、また相談いたしたいと思いません。

桜本委員 それであれば、知事政策局にも、この会議に出てきていただいて。出納局は毎回部署がかわってもいるわけですよ。知事政策局だって、そこにいけばいいじゃないですか。2つの資料が出ているのであれば。

委員長、これからもそういうことが起きるかと思しますので、それはまたテーマとしてぜひ検討してみてください。お願いします。

白壁委員 そういうわけにはいかないだろう。出してもらいにはいかないだろう。だから、整合性をちゃんととって、統一しとけて。文言だとか、数だとか、そういうものをちゃんと統一しておけばいいじゃないか。それだけだよ。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 委員御指摘のように、整合性をとるように、また各部局にお話をさせていただきたいと思いません。

浅川委員長 ただいまの案件につきましては、委員長預かりといたしまして、この後、執行部と協議をさせていただきます。

この件につきましては、以上のとおりであります。

（メガソーラー事業収入について）

桜本委員 森の3ですが、雑入でメガソーラー事業収入とありますが、どこのメガソーラーで、収入とすると、どのような単価になっているのですか。

平賀環境・エネルギー課総括課長補佐 ただいまの御質問にお答えいたします。

メガソーラー事業収入1,815万7千円でございますが、これはメガソーラー施設を設置することに伴いまして発生する国有資産等所在市町村交付金に当たるもの、甲斐市と韮崎市に交付するものと、もう一つはメガソーラーに関する協定書に基づきまして、メガソーラー設置事業者が県の環境活動へ協力するために事業者が県へ支払うものです。

以上でございます。

桜本委員 それでは、その3つほど下の広告収入というのは、どんなものがあるのですか。

後藤森林環境総務課長 この広告収入につきましては、小淵沢にありますシミック八ヶ岳薬用植物園、ここのネーミングライツの収入でございます。

桜本委員 メガソーラーの事業収入というのと、今の説明ではメガソーラーの事業の収入というよりも、寄附金みたいな形に聞こえるのですが、それを事業収入という根拠は、どんな点にあるんですか。

平賀環境・エネルギー課総括課長補佐 こちらは県有地にメガソーラーを設置することに伴いまして、県の環境活動に協力するというところで、協力金としていただいているものです。

桜本委員 ということは、協力金というのは科目が雑入ということになるわけですね。

（やまなしメガソーラー事業地管理費について）

それに付随して、森5ページ、こちらは管理費として歳出があるんですが、これはどんな内容でどのぐらいの面積を指しているんですか。

平賀環境・エネルギー課総括課長補佐 こちらは、まず甲斐市ですが、甲斐市菖蒲沢にございます、やまなしメガソーラー、面積は13万873平米でございます。もう一つは、韮崎市にございます、やまなしメガソーラー、こちらの面積は10万8,589平米でございます。こちらは環境活動協力金といたしまして、県が行いますやまなしクールチョイス県民運動推進事業費、また研究費として使っております。

桜本委員 県有地をお貸しして協力金をいただいたり、一方、歳出としては、そういった企業に逆にバックアップをしていたりというように、今、太陽光に対して施策が動いていく中で、要するにどれぐらいいただいて、バックアップしているというか、総額は幾らぐらいになるのですか。入りの利益、出の応援ということ。ここに入っていないものもあるわけですね。

平賀環境・エネルギー課総括課長補佐 収入の1,815万7千円ですが、まずこちらは各市町村に交付する国有資産等所在市町村交付金と、県が行う環境活動に協力するための協力金となっております。こちらの市町村交付金のほうですが、こちらは収入を得た年度と支払う年度が1年ずれるために、こちらに森3に記載の1,815万7千円と、森5に記載の820万9千円の数字に、支払い年度が異なるために数字が一致しない部分がございます。

質疑

観光文化部・教育委員会関係

（主要施策成果説明書の記載方法等について）

桜本委員

先ほどから、ほかの部局でも指摘をしてきましたが、中澤部長から成果説明書を説明していただいたわけですが、例えば9ページにおいて受入環境の整備ということで、ここに4つの課がありますよね。よろしいですね、4つの課がある。予算科目においては3つしかないんですよ。見ると、緑のふるさと推進事業費というのは県有林課で、一番下の眺望伐採につながっていくのだと思いますが、ではほかの上の「・」は観光総務費なのか観光施設費なのか、その整合性が我々にはわからないわけですよ。これで今から、審査意見書で、私たちに主要施策の何ページ、そして説明資料の何ページと指し示さなければならないのですが、こういった整合性がきちりしていなければ、課名と事業費というのがしっかり並んでいなければ、どのように結びついているかというのは、100%わからないわけですよ。

今井次長にも言ったとおり、成果説明書は知事政策局でやっているものだから、こっち側の決算は自分たちがやっているからというように、これから審査する場合、我々がどこのページを指定したらよいかということが定かでない部分がいっぱいあるんですよ。それがまずできていないということ。

もう一点、教育委員会でいくと、教の5の高等教育等普及推進費とありますよね。これは成果説明書の43ページを見てくださいと指示があります。43ページを見ると、この決算額が1,956,751千円ですよ。よろしいですか。

教の5を見ると、公立学校等のものが1,876,709千円なんですよ。43ページのどこかを足せばということで、これは上の就学支援と公立高等学校等の就学支援を足せば、足して、もう一つあるのかな、そうやって見てきて、施策事業を見てみると、「・」が1個しかないんですよ。教育長、わかりますか、僕の言ってること。この1,956……というのは、どこかで一発で1,956……と出てこなきゃならないんですよ。それをどこか足してくださいということを、私たちに要求するのかな。それとともに、施策事業の概要で、事業の「・」が1つしかない。

委員長、これは審査の根本にかかわることなんですよね。私がこの前から言っているように、成果説明書とこのピンクのほうの整合性がきちりになっていないと、施策名、予算科目、施策事業の概要。これと、このピンクの決算説明書というものがきちりと出なければ、これから意見書をつくる場合、非常に迷ってしまう。

その点について、2人の部長、教育長、説明してください。どのように我々は見えていったらいいのか。

浅川委員長

委員長より申し上げます。記載方法については委員長預かりとなっておりますので、お預かりをさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。よろしいですか。

桜本委員

預かりというか、どのように見てくださいという、まず執行部側の考え方を聞きたいんですよ。

浅川委員長 暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

浅川委員長 再開いたします。
委員長より申し上げます。記載方法については、委員長預かりとしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。
質疑に戻ります。

（教育指導費について）

白壁委員 やはり決算というのは、入りの部分については収納率だとか、昔で言うところのところで、どこまでだけ執行したかと、執行率ということを行ったけど、最近では違ふよね。いかにその予算を使って、どういう成果を上げたか。これが一番重要なところで、時代が変化していくと、昔は予算よりも、決算は軽く考えられたけど、今は予算で通したものをいかに決算で使って、執行率よりもいかに成果を上げたかということだと思ふんですね。

教育の関係で、教の4かな、学力向上というところがありまして、それについてここに、これだけの予算を使ったら、正答数との比較割合が99.7%ですばらしく上がりましたよと、成果説明書のほうに出ていますと書いてあるんですけど、こういう数字を見ると、全国でどの科目にしてもトップだと感じるんですけど、中にはトップじゃないもの、平均点以下のものもあるんですけど、この予算を使って、ちょっとここがよくわからないんですけど、99.7%というと、多分偏差値的にいってもすばらしい数字になるんですけど、これはどういう捉え方でやっているんだろう。

中込義務教育課長 99.7%という数字ですけれども、こちらにつきましては、目標値を100%、全国平均を目指してやっているということでございまして、御指摘のとおり、まだ十分達していないところはあるわけですが、中学校においては、全国平均を上回った科目も幾つかあると。小学校につきましては、なかなか追いつかない状況でございましたけれども、ほぼ全国平均になったということで、その目標値、全国平均に対して99.7%ということを示している数字でございまして。

白壁委員 ということは、もうこの100が全国平均だよと。あと0.3とかでほぼ達成したから、この1,500万円ぐらいの予算で、この予算が功を奏したということですけど、全国学力・学習状況調査を見ると、ものによっては平均よりも若干上もあるけど、結構下回っているところが多かったような気がしたんですけど、ちょっと私の記憶ミスかな。なんかそんな気がするんだよね。

そうすると、もう山梨県は秋田県の教育レベルにも負けないような、もう全国平均レベルにはなったよという捉え方でいいんだろうか。

中込義務教育課長 これで十分とは考えておりませんが、全国平均を目指してこれまで取り組んできて、その結果が99.7%ということでございまして、小学校においては、まだ達していない項目もありますが、中学校2年生において、学力把握調査事業というものをしております、その成果が出たということで、

中学校3年生においては一定の成果が出ていると捉えております。

白壁委員

それは県独自でやっているものだね。その関係だよ。ここに出てくるのは、全国学力・学習状況調査と書いてあるけど、計算がよくわからないよ。何をもとにして、どこを根本にして、どう割って足して行って、それを分母にして割っているのかというのは、よくわからないけど、でも99.7%というと、山梨県は子供たちの学力が平均よりも低いので、今まで相当我々も気にしていた。皆さんも秋田県へ勉強に行ってください、昔は低かったけど全国で伸びているところ、いいところをどんどん勉強してきてもらって上げてきた。

という、もうこれで終わりなのかなというところがあったんだけど、そのまま真面目に受けていいのかな。もう山梨県は決して学力が劣っているなんて言われたい、と。小学校と言ったけど、その分中学校で補ってあげれば、小学校の分を何とか穴埋めしてやろうと。それによって、もう100を超えてくるということでもいいのかな。では、自信持って言えるね、もう全国平均以上だと。

中込義務教育課長 子供たちが今後十分に力を伸ばせるようにということで、これにとどまらず、今後取り組んでいくということでございます。経年的な結果を1点だけお示しをしますと、今年度受けた中学校3年生が全教科を平均すると、全国平均とほぼ同程度、同じようになったわけですがけれども、現在の中学校3年生が小学校6年生のときとの経年比較をしますと、相対的には2.4伸びているということです。これまでさまざまな業務に取り組んできておりますので、その成果が出ていると。今後もさらに伸ばすように取り組みを進めていきたいと思っております。

白壁委員

通常の前平均値の計算という、2.4が出たら2.4下がったといたらゼロじゃんかいと、同じ人数でやったらということになるんだけど、そういう計算をやっているから、100と。数字のマジックをされても困るんだけど、いずれにしても、こういった予算をしっかりと使って、山梨県の子供たちの学力の向上につなげていった。それも100%にほぼ近いところまでいったという成果が、成果説明書の中に書いてあるわけだね。

だから、それだけ皆さんが努力したということでもいいんだけど、もう一点、上のところで知事の公約で25人学級、令和3年度から1年生、そのまま2年生をクラスがえというわけにはいかないからなということ、マスコミ報道等でありますけど、ここは約50万円だけど、5回という、何か飲食かなんかやったのかな。1回10万円ぐらいの予算がついてるんだけど、何か借り上げとか、どこか県外に出張したりしたのが出てくるのかな。

いずれにしても、こういったものをうまく活用しながらやっていくということは、しっかりと次世代を担う子供たちのために教育が伸びていくということは、すばらしいことであるので、ちょっと1点、そこだけ誤解を解くように、そこだけしといてください。

河端少人数教育推進監 御指摘いただいたところでございますけれども、その金額には委員さん方の旅費が含まれております。遠くから来られる方もいらっしゃいますので、5回となりますと、そのような金額になるということでございます。

白壁委員 お金云々という、財政が大変不如意な中で厳しい財政状況であるから、少しでも経費を削減して、最大の効果を出していくということなんでしょうけど、いずれにしても、こういったものは、しっかりと限られた予算の中で成果を出して行って、この予算を使って、いかに成果を出していくかと、これが決算特別委員会の主たるところ、目指すところ。ですから、ぜひそういった面で、今後のことを言っちゃだめなんだろうけど、最後に教育長から方向性についてお願いしたいと思います。

斉木教育長 全国学力・学習状況調査の結果を一つの目安に、子供たちに勉強を頑張ってもらいたい。それから、そのための環境整備の一つとして、25人を基本とする少人数教育の推進と、これは今年度も引き続き取り組んでいるところですけども、私どもは昨年度の成果、それからその反省、課題の上に立って今年度事業を進めております。

まだこれから引き続き検討していかなければならないことですので、昨年度あるいはもっと前からの状況を常に振り返りながら、一層成果が上がるようにしていきたいと思っております。ありがとうございました。

その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対策を講じた上で委員会を開催することとし、出席説明員については密閉、密集、密接な状況を避ける観点から、出席を求める説明員は最小限とし、審査案件に係る説明を行う部局長等及び課室長のみとすることとされた。また、委員会の出席に当たってはマスクの着用、入室に際して手指の消毒、咳エチケットの徹底を図ることとし、発言はマスク着用にて行うこととされた。
- ・ 出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局については、経常的経費のみであるため、執行部からの概要説明は省略する扱いとされた。
- ・ 審査に先立ち、監査委員事務局長から「令和元年度山梨県一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書」及び「山梨県基金運用状況審査意見書」の訂正について説明したい旨の申し出があったため、これを受けることとされた。
- ・ 各会計の決算状況に対する意見がある場合は、「決算特別委員会審査意見書」の様式により10月19日までに提出し、11月2日及び4日開催予定の総括審査で審査することとし、質疑を行うには「決算特別委員会審査意見書」の提出が必要となる旨、事務局から説明を行った。

以 上

決算特別委員長 浅川 力三